

一般財団法人日本語教育振興協会賛助会員規程

(平成26年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 本規程は、一般財団法人日本語教育振興協会定款第43条の規定に基づき、一般財団法人日本語教育振興協会（以下「協会」という。）の目的に賛同し、その事業を賛助する賛助会員に関して必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 個人会員
- (2) 団体会員 法人、企業、団体等

(賛助会員の特典)

第3条 賛助会員は、次の各号に掲げる特典を受けることができる。

- (1) 協会が実施する研修会等への特別料金での参加
- (2) 協会の刊行する会報の無償配布
- (3) その他協会が定めるもの

(入会手続)

第4条 賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を協会に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 賛助会員の資格の有効期限は、各事業年度の間とする。なお、事業年度の途中で 賛助会員となった者の資格は、当該事業年度末までとする。
- 3 退会の申出又は賛助会員の資格の喪失がない限り、賛助会員の資格は自動更新するものとする。

(年会費)

第5条 賛助会員の年会費は、次に掲げるとおりとする。ただし、事業年度中における賛助会員の資格の取得又は喪失に関わらず、全額とする。

- (1) 個人会員 一口10,000円で一口以上
 - (2) 団体会員 一口50,000円で一口以上
- 2 賛助会員は、前項に定める年会費を各年度の5月31日までに協会に納めなければならない。
 - 3 既納の年会費は、特別の理由がない限り、これを返還しない。

(変更届)

第6条 賛助会員は、その住所、団体名、連絡先等届出内容に変更があった場合は、速やかに協会に変更届を提出しなければならない。

(退会)

第7条 賛助会員は、任意に退会しようとする場合は、書面をもってこれを協会に届け出なければならぬ。

(賛助会員資格の喪失)

第8条 賛助会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、賛助会員の資格を喪失するものとする。

- (1) 入会申込書に虚偽の記載があったと判明した場合
- (2) 定められた期日までに年会費を納入しない場合
- (3) 協会の名誉及び他賛助会員の信用を損なう行為等を行った場合
- (4) 協会の運営を妨害したと協会が認めたとき。
- (5) その他賛助会員としてふさわしくない言動又は行為があった場合

(情報提供の制限)

第9条 賛助会員は、協会が行う事業において入手した情報は部内でのみ使用できるものとし、第三者に提供してはならない。ただし、公知の事実は、その限りではない。

(規程の改正)

第10条 協会は、本規程を改正したときは、速やかに賛助会員に通知するものとする。

(その他)

第11条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般財団法人設立の登記の日（平成26年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月20日から施行する。